

教育上の家族内道徳の行為と心情の歴史的把握の試み

——文部省国定修身書と道徳副読本における表現例の抽出・検討——

Moralistic Act and Sentiment in Japanese Family as Aims of Education : Instances of Expressions in the “Shushin” Textbooks Edited by the Ministry of Education and Teaching Materials for “Period for Moral Education”

吉田 昌弘

YOSHIDA Masahiro

国定修身書と道徳副読本における、家族内道徳関係部分から、行為と心情についての表現の例を、子一母、子一父、子一祖父母、子孫一祖先、きょうだい間、夫婦間、親類間、個人一家及び召使一主人の関係に分けて、計463例抽出した。

各関係ごとに、国定修身書と道徳副読本の間で表現を比較分析した。両者に共通したのは、仕事を手伝うことや、親にとって喜ばしいことをしたいという態度や心情、きょうだいで一緒に何かをする行為や、相互の親しみ、思いやりであった。相違点として、国定修身書では、それらを含めて一家の人々が「心をあはせ」することも、家のためという目的に回収する論理を観察できた一方、道徳副読本では、それらの態度や心情、行為も、子ども個人の思いに基づくものとして表現する傾向を観察できた。

国家的な道徳原理の転換に伴う教育上の道徳の転換を見るとともに、その前後を通じて変わらない歴史的社会的基盤を、家族内道徳の具体的な行為と心情において見ることができた。

キーワード：道徳の理論 道徳教育 修身 家族 個人主義 教育制度

はじめに

研究の目的

本論文は、教育上の家族内道徳の具体的な行為と心情について、その様相を歴史的に把握することをめざし、その基礎作業として、国定修身書¹と道徳副読本²の関係教材・資料における表現例を抽出し、検討を行うものである。

家族内道徳

本論文で家族内道徳とは、親と子、祖父母と子、夫婦、きょうだいなど、家族内の関係に関わる道徳をいう。

家族内道徳は、戦後改革を契機とする国家の道徳原理の転換に伴って、議論の的となるとともに、大きな変容を遂げた。明治期後半から昭和20年頃までの「忠孝」や「家」を中心としいわゆる教育勅語に基づいた国家の道徳の構成から、戦後改革を経た個人主義道徳への転換は、前者の根本・中心の一つであった家族内道徳において、ドラスティックな形で表れることとなった。

また現在でも、特に子育て、介護、女性の社会参加などの個別問題を通して、家族内道徳は論争的なテーマであると言ってよい。

しかし、「忠孝」「家」から個人主義へという転換と論争は、もともと家族外の国家的な道徳原理からくるものであった。このような転換と論争は家族内道徳それ自体の独自の基盤から人々の目をそらす効果をもたらしているとも言える。

教育上の道徳

本論文では教育上の道徳を扱う。すなわち本論文では、教科「修身」や国民科修身、道徳の時間で子どもに教授・指導するものを、歴史的連続性のもとにとらえて道徳と称し、研究対象とする。もちろん、上記のそれぞれが一定の教育・指導の考え方に基づいている以上、それぞれにおいて教授・指導するもの自体がそれぞれに異なって定義されるが、それも道徳の相違に含めてとらえてゆく³。

子どもの生活経験の中で家庭が占める大きさを考えると、家族内道徳は、子どもを対象として教育を行う学校において、道徳の教育を行う場合に不可欠の内容であるとともに、最も基礎的な内容であるべきものとも言えるだろう。

教授・指導された価値

明治後半から昭和20年頃まで、修身科教育は、いわゆる「教育勅語」に基づいて行われたと言ってよい。この勅語で「道」の内容を述べる第二段は、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」から始まる。「道」の最も基礎的な部分が家族間の関係なのであり、就中父母に対する「孝」は「道」の最も根本であったと言ってよいだろう。

国定修身書が「教育勅語」に沿っているとすれば、そこには、「孝」「友」「和」といった徳目が、より具体的な形式をもって表現されているはずなのである。

道徳の時間について、「小学校学習指導要領」の「第3章 道徳」において、家族内関係に中心的に関わる内容項目があるので、それを掲げる。

〔第一学年及び第二学年〕

- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
 - (3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。

〔第三学年及び第四学年〕

- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
 - (3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。

〔第五学年及び第六学年〕

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。⁴

このように、「小学校学習指導要領」では、すべての学年で「父母、祖父母」と「家族」についての指導を行うことが定められている。

規定のしかたを見ると、上記の内容項目は集団としての「家族」に関わるものと読み、『小学校学習指導要領解説 道徳編』でもそのように書かれている⁵。

とはいえ一方で、集団としての「家族」に関わる指導を行う上においても、「家族一人一人」についての指導もその意義を認められている。

……家族一人一人についての理解を深めれば、父母や祖父母を敬愛する心が一層強くなる。また、家族の中での自分の立場や役割を知ることから、その一員として積極的に役に立とうとする精神が芽生え、家族のために役に立つ喜びが実感できるようになる。このような家族や家庭を愛する心の指導が大切である。⁶

実際に、道徳副読本において、上記内容項目の関係資料では、他の家族個人に対する行為や心情の表現が多くみられるのである。

修身科と道徳の時間の教授・指導と道徳

教科「修身」の授業は、「授ケントスル徳目ヲ児童ニ会得セシムルヲ目的トスルモノ」⁷とされている。その「徳目」はすなわち国定修身書に列挙された徳目であり、根本的にはいわゆる「教育勅語」に基づくものであった。制度上のしくみとして、「修身」で教授される道徳は子どもにとって外在的なものと言ってよい。

道徳の時間は、学習指導要領に列挙されている、「児童が自覚を深め自分のものとして身に付け発展させていく必要がある道徳的価値を含む内容」⁸を表現した内容項目の一つ一つについて、指導する時間である。道徳の時間の目標は「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する」⁹こととされており、さらに『小学校学習指導要領解説 道徳編』は、道徳の時間について端的に以下のように述べている。

道徳の時間は、児童一人一人が、一定の道徳的価値の含まれるねらいとのかかわりにおいて自己を見つめ、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを発達の段階に即して深め、内面的資質としての道徳的実践力を主体的に身に付けていく時間である。¹⁰

ここに見られるように、道徳の時間の目標に所掲の、「道徳的価値の自覚」を深め、「自己の生き方についての考え」を深めることの主体は、子ども一人一人である。「道徳的実践力」も子ども一

人一人が「主体的に身に付けていく」ものである。そして、それを実現するために子どもに行わせることとして、「自己を見つめ」ることを挙げている。子どもに「自己を見つめ」させる際に、本来子どもにとって外在的な「一定の道徳的価値の含まれるねらい」との関わりにおいてそれを行わせるのである。

以上を見るに、「学習指導要領」によって定められた内容項目や道徳の時間の「ねらい」は、子どもにとって外在的なものでありつつ、それは子どもに「自己を見つめ」させる際にそれとのかかわりにおいてさせるためのものである。そして道徳の時間の目標に所掲の、「道徳的価値の自覚」¹¹を「深め」、「自己の生き方についての考え」¹²を「深め」るのも、また「道徳的実践力」¹³を「身に付け」るのも、子ども自身が行い、子ども自身の中で起こることである。

そうである以上、道徳の時間で指導する道徳は、それ自体とりあえず子どもにとって外在的でありながら、指導方法に基づいて、また指導方法との親和性から、子どもの主体性、子どもの「自己」、子どもの「考え」を前提としたものとならざるを得ないだろう。その道徳の姿は本論文中で観察される。

国定修身書と道徳副読本における道徳と行為・心情

道徳と行為、心情の関係については、さまざまな議論もあるが、本論文で資料とする国定修身書、道徳副読本においては、教授・指導すべき道徳の内容を前提に、教授・指導上の具体化として、行為や心情が描かれていると言ってよいだろう。

まず国定修身書について。教科「修身」の授業は、「授ケントスル徳目ヲ児童ニ会得セシムルヲ目的トスルモノ」¹⁴とされ、国定修身書の内容は主に文章と挿絵であり¹⁵、文章は「訓辞」ないし「例話」であった¹⁶。例話の役割は「修身上ノ心得ヲ児童ニ理解セシムル」ために、「心得」に即した模範像を示すとともに「訓辞」を引き出すことであると見られ、そして個々の「例話」の構成を見ると、主人公の行為がその課の徳目に終始適合的であるものが、多くを占めている。¹⁷

道徳副読本について。言うまでもなく、道徳副読本は、「道徳性」を養うことを目標とする道徳教育の一環としての道徳の時間で用いるための資料を、掲載するものである。そして先に述べた通り、道徳の時間は、子ども一人一人が「道徳的価値の自覚」を深め、「自己の生き方についての考え」を深め「道徳的実践力」を「主体的に身に付けていく」ために、本来外在的な「一定の道徳的価値の含まれるねらい」との関わりにおいて子どもに「自己を見つめ」させる時間である。さらに、本論文で分析対象とした副読本の教師用書には、道徳の時間の授業について、以下のような記述がある。

「道徳の時間とは何か」と問われたとき、それは「その授業のねらい（道徳的価値）に照らして、児童一人一人が自分の生き方の中の課題について深く感じ、考える時間である」ということができよう。すなわち、道徳の時間は、一定のねらいのうえに資料に感じ入ることを通し、話し合うことを通して一人一人の児童が現在の自分の生活についての内省や将来への展望すなわち”生き方”について深く感じ、考える時間である。¹⁸

掲載された資料は、「一定のねらいの上に」子どもが「感じ入る」ための資料である。資料をもとにねらいとする道徳的価値について一人一人の子どもが感じ考えることができるような資料が、掲載されているわけである。そのために、資料には登場人物等の行為、心情などが具体的に記述されている。

すなわち、国定修身書、道徳副読本ともに、個々の教材・資料それぞれについて、まず教授・指導する道徳的価値が明確に想定されており、その教授・指導のための位置づけを与えられて、具体的な行為・心情が記述されている。もちろん、教材・資料の中には、授業展開に資するため、むしろ道徳的価値に合致しない行為や心情が書かれている場合もあるが¹⁹、児童に対して道徳的価値について教授・指導するための教材・資料であるからか、その場合には容易に判別できることが多い。本論文では、それらの道徳的価値に合致しない表現も抽出の対象とした。以下の表の中で「×」印を付したものはそれである。

本論文で扱った資料

本論文で扱った資料は以下の通りである。

国定修身書²⁰

(国定第1期) 尋常小学修身書第二学年児童用 尋常小学修身書第三学年児童用 尋常小学修身書第四学年児童用 高等小学修身書第一学年児童用 高等小学修身書第二学年児童用

(国定第2期) 尋常小学修身書巻一児童用 尋常小学修身書巻二児童用 尋常小学修身書巻三児童用 尋常小学修身書巻四児童用 尋常小学修身書巻五児童用 尋常小学修身書巻六児童用

(国定第3期) 尋常小学修身書巻一児童用 尋常小学修身書巻二児童用 尋常小学修身書巻三児童用 尋常小学修身書巻四児童用 尋常小学修身書巻五児童用 尋常小学修身書巻六児童用

(国定第4期) 尋常小学修身書巻一児童用 尋常小学修身書巻二児童用 尋常小学修身書巻三児童用 尋常小学修身書巻四児童用 尋常小学修身書巻五児童用 尋常小学修身書巻六児童用

(国定第5期) ヨイコドモ上 ヨイコドモ下 初等科修身一 初等科修身二 初等科修身三 初等科修身四

道徳副読本²¹

『小学校道徳1 みんななかよく』東京書籍、2011年 『小学校道徳2 みんなたのしく』東京書籍、2011年 『小学校道徳3 明るいい心で』、東京書籍、2011年 『小学校道徳4 ゆたかな心で』東京書籍、2011年 『小学校道徳5 希望を持って』東京書籍、2011年 『小学校道徳6 明日をめざして』東京書籍、2011年

本論文では、上記の国定修身書、道徳副読本のうちから、前者では「孝行」や「忠孝」「祖先」など、家族内道徳に直接関係する課を取り出し、後者では「小学校学習指導要領」の上掲の内容項目を指導するための資料を取り出して、それについて記述の分析を行った。

抽出作業と分析の方法

抽出の作業は以下のように行った。

まず、家族内の関係について、子→母、母→子、子→父、父→子、子→祖父母、祖父母→子、子孫→祖先、祖先→子孫、きょうだい間、夫婦間、親類間の11の柱を立て、さらに個人→家、家→個人関係と、召使→主人、主人→召使の関係の4つの柱を加えて、家族内の関係について計15の柱を設定した。そしてそのそれぞれについて、その関係における行為や心情の表現を、教材や資料から、抽出した。すなわち例えば、子→母については、子の母に対する行為・心情についての表現を抽出し、母→子については、母の子に対する行為・心情についての表現を抽出した。

抽出は、質的分析ソフトMAXQDA12を用いて、著者の手作業により行った。

分析の方法について一言しておきたい。そもそも抽出部分の選定は一意的にできるものではなく、また、抽出にあたって、文章の中で連続する部分でも異なる意味を持った表現であれば分けて抽出する等の場合もある。したがって件数を数量的に厳密に分析して、そのことを以て道徳を把握しようとしてもあまり意味はない。本論文では、国定修身書と、道徳副読本に共通して存在する表現や、一方のみに存在する、ないし極端に多い表現に、主として着目して分析を行いたい。

抽出された表現の全体傾向

作業の結果、各関係ごと、国定修身書・副読本ごとに、表1のような数の表現を抽出できた。なお、一つの表現が二つ以上の関係に関わる場合には重複して数えた。

	国定第1 期	国定第2 期	国定第3 期	国定第4 期	国定第5 期	国定修 身書計	道徳副 読本	総計
v11 子→母	9	7	20	24	1	61	11	72
v12 母→子	1	4	8	12	1	26	14	40
v21 子→父	14	18	9	20	2	63	7	70
v22 父→子		4	3	8	6	21	4	25
v31 子→祖父母	3	2				5	18	23
v32 祖父母→子							3	3
v41 子孫→祖先	3	8	5	17	7	40		40
v42 祖先→子孫		1	3	2	2	8		8
h1 きょうだい間	5	12	10	38	1	66	19	85
h2 夫婦間	1	1	1	2	1	6	2	8
w21 親類間		1	3	7	9	20		20
w11 個人→家	5	12	16	11	7	51	2	53
w12 家→個人								0
w31 召使→主人	5	2				7		7
w32 主人→召使	4	2	3			9		9
計	50	74	81	141	37	383	80	463

表1：各関係ごと、国定修身書・道徳副読本ごとの抽出表現数

上述のとおり、抽出された表現の数は厳密な数量的分析に堪えるものではない。とはいえ国定修身書と道徳副読本の記述や表現の傾向をそこからある程度窺うことはできるだろう。

まず国定修身書については、やはり親子間の行為・心情の表現が多い。国定修身書には、いずれの期でも多くの学年に「孝行」等を教授する教材が含まれており、そのような教授徳目の構成も表現の数に関係しているだろう。さらに子一親に関わる行為・心情の表現を、子の父母に対する行為・心情と、父母の子に対する行為・心情に分けて見ると、子の父母に対する行為・心情の方が記述する表現が多い。後述する道徳副読本の傾向との比較から見て、「孝」の教授を重視するという徳目の内容と関係している可能性もある。

そのほか、国定修身書では、きょうだい間の行為・心情の表現も多い。個人としての子孫一祖先間に関するものもあった。子孫一祖先と区別して、個人一家の間について見れば、個人の家に対する道徳的行為や心情などに関する表現は多く見られる一方、家を主体として、個人に対する行為・心情を述べたと見るべき表現は見いだせなかった。

道徳副読本においても、親子間に関わる記述は多いが、子の父母に対する行為・心情と父母の子に対する行為・心情の表現の件数を比較すると、そこに大きな差はない。国定修身書との比較で言えば、「孝」や「家」について教授するよりも、父母への「敬愛」や「家族」について指導する上では、父母の行為・心情について多くの記述が求められるのかもしれない。また、国定修身書と比較して、子一祖父母間に関する表現が多いが、これは、分析対象とした資料に祖母が登場するものが複数見られたことが関係しているだろう。子孫一祖先関係についての表現はない。

構成

以下では、国定修身書と道徳副読本の教材・資料のうち、家族内道徳を扱うものについて、その中に含まれる行為・心情についての表現を抽出し、考察を加える。子一母、子一父、きょうだい間、夫婦間、個人一家の関係を扱うこととし、その順に述べてゆきたい。

第1章 子一母の行為・心情についての表現例

子の母に対する行為や心情の表現として抽出したものを、表2に掲げる。

国定第1期	ゴオンヲワスレテハナリマセン／イフコトヲキイテ／てだすけをし／主人からいただいたものは、父母におくりました／たいせつにした／うやまひ／さからふことなく／仕事をてつだひ／養はんがため (9)
国定第2期	主人からいただいた物は父母におくりました／なぐさめ...ました／いたはりました／大切にしました／むつまじげに(老人に給仕する)／(老人に)給仕する／教訓を守りて (7)
国定第3期	ナグサメマシタ／手だすけをしました／母の心を思ひやつて／おや子いつしよにあつまつてよろこびあひました／父母の心をやすめたい／養母に事へて／孝行を尽しました／母の食物やつかひ水などをそれぞれ用意して／仕事がすむと急いで帰つて来て母に安心させ／毎夜湯をつかはせ／身体をなでさする／いたはりました／着物や食物に……不自由させない／母のたべたいといふ物はすぐにとゝのへ／こゝろよくたべるのを見て喜びました／気づかひさうなことは、なるたけ聞かせないやうにし／母の喜ぶことは…何でもしました／母の迎をありがたがつて涙をこぼし／土産を母に渡し／教訓を守つて (20)
国定第4期	(親猿を)タスケヨウ ト オモッテ／(親猿の)キズグチ ヲ、アタタメテ キマス／ナグサメマシタ／手助けをしました／金次郎は、それに気がついて、「…どうしておやすみになりませんか。」と聞きました／金次郎は、「…(親類に)あづけた弟のことをしんばいしていらつしやるのちがひない」と思って／親子四人は、一しよに集つて喜び合ひました／父母のいひつけを守り／父母に心配をかけるやうなことはありませんでした／手助けをしました／父母を安心させたいものと…考へてゐました／父母の側にゐて事へることの出来ない

	のを残念に思ひ／（病弱な養母に）事へて／孝行を尽くしました／母の食物やつかひ水などを…用意し、…手洗の湯をわかし、こたつや火鉢に火をいけておいて／急いで帰って来て母に安心させました／髪をゆひ、着物を着せ、…湯をつかはせ、いたみがはげしい時は、…なでさすつていたはりました／着物や食物に不自由をさせないやうに心掛けました／何でもたべたいといふ物があれば、…すぐにとゝのへてすゝめ、母のこゝろよくたべるのを見て喜びました／（もらった魚や菓子など）自分ではたべないで、持って帰って母にすゝめました／母の迎をありがたがつて涙をこぼし／みやげを母に渡し／（母の）手を引いて家に帰って行きました／母の教訓…を堅く守つて（24）
国定第5期	オヤニ シンパイヲ カケテハ ナラナイト オモヒマシタ（1）
東書副読本	〔母の身を救う行動〕／×（参観日に母が来なかったので）がっかりして／お母さんに、わたしの声を聞かせてあげたいなあ／お母さんには声が聞こえないから、よくわかるやうにおゆうぎをくふうしています／よく考えて、お母さんにわかるやうにくふうするから、まっけてね。／わたしがいちばんしんぱいだったのは…／わたしは、そんなときのお母さんが大すきです／×ぼくは、自分のことしか考えずに、お母さんにせいきゅう書を出してしまった。／「…せいきゅう書なんかなしで、なんでも手つだわせてください…」／×…お母さんがはたらいていなければいいのに、と今まで何度も思ったことがありました。でも…／お母さんは、今の仕事を大切にしているし、仕事の話をおわたしたちにするときには、とても自信にみちているやうに思います（11）

表2 子の母に対する行為や心情の表現例

国定修身書において比較的多い表現としては、まず、「母のたべたいといふ物はすぐにとゝのへ」「毎夜湯をつかはせ」等、母の欲求をそのまま満たす表現がみられる。例えば「二十四孝」では親の食べたいものや寒暖などの欲求を満たすものが多いから、そのような「孝」観の影響があるとも考えられよう。とはいえ、王祥が母に魚を食べさせようと河の氷を腹ばいになって溶かした、孟宗が母に食べさせる筍を探しに行ったところ、真冬にもかかわらず筍が出てきたといったような、空想的な話が書かれているわけではない。

ほかに多い表現としては、「さからふことなく」「教訓を守りて」など、母の言うことを守る意味の表現、「手助けをしました」等の、仕事を補助する意味の表現、安心させる・心配をかけないといった意味の表現が見られた。これらは行為・心情としてはそれぞれ別のものであるが、いずれも、「孝」を具体的に展開した表現と見ることができるものだろう。

道徳副読本を見ると、母のことを思って母にとって喜ばしい行為をしようとする姿勢、したいという心情は、国定修身書と共通していると見ることができるだろう。また、「…せいきゅう書なんかなしで、なんでも手つだわせてください…」と、手伝いについて言う表現などは、修身書と共通する部分もあると言える。一方で、「（参観日に母が来なかったので）がっかりして」「わたしは、そんなときのお母さんが大すきです」など、母に対する肯定的な感情を含めて、子どもの個人的思いに着目した表現があることは、国定修身書に対し特徴的である。上記の母にとって喜ばしい行為をしようとする事についての言及も、その子ども個人の思いとして表現する形式がとられている。

母の子に対する行為や心情の表現として抽出したものを、表3に掲げる。

国定第1期	ナグサメテキマス(1)
国定第2期	チチ ハハ ハ キンジラウ タチヲ ソダテル タメ ニ…／シンバイシテ／イツテ キカセマシタ／戒めたり(4)
国定第3期	イツテ キカセマシタ／しんぱいして／おや子いつしよにあつまつてよるこびあひました／迎へに出て待つてゐます／（帰りが遅くなった儀兵衛を）待ちかねて／儀兵衛の顔を見ると…大そう喜んで涙をこぼし／（我が子の）様子に気をつけて／戒めました(8)

国定第4期	(病気の子の) ソバ ニ ツイテ/シンパイソウナ カホ/(親類に預けた子のことが) 気にかゝつて、夜もよく眠れません/(親類に預けた子が)「今ごろは、目をさまして、ちゝをさがして泣いてゐるであらう。」と思ふ/(親類に預けた子が) かはいさうでならなくなり、いつも、こつそり泣いてゐました/親子四人は、一しよに集つて喜び合ひました/はげましたり/いたはつたりして/(帰りが遅くなった儀兵衛を) 途中まで迎へに出て待つてゐました/(帰ってきた儀兵衛を見て) 大そう喜んで涙を流し/我が子の様子に気をつけてゐた母は/誠めました(12)
国定第5期	(病気の弟の) ソバニ ツイテ シンパイシテ イラッシャイマス(1)
東書副読本	〔散歩に連れてゆく〕/〔ものを教える〕/〔身を守る方法を教える〕/〔身を呈して子を守る行動〕/だいじな こどもたち/つかまる わけには いかない... こどもたちがいるんだから/〔子どもの安全に心配する〕/なんて かしこい こどもたち/じゅぎょうさんかん日...に...学校に(来る)/〔授業参観に行かない理由を説明〕/「...ごめんなさいね。」/わたしがなんにもいわなくても、わたしの顔を見ただけでよくわかつて/ぎゅうっとだいてくれる/はじめ、少しふしぎそうな顔をしました、すぐものやさしい顔にもどつて(14)

表3 母の子に対する行為や心情の表現例

子どものことを心配したり、養育の行動にかかわる表現がみられることは、国定修身書、道徳副読本ともに共通している。両者を比較して、道徳副読本で特徴的なものとして、「つかまる わけには いかない... こどもたちがいるんだから」と、ねずみの母親が自身の意義を子どもとの関係においてとらえる表現がある。また、授業参観に行けないことについて、親の行動の理由を子どもに説明したり、あやまつたりすることの表現や、「わたしがなんにもいわなくても、わたしの顔を見ただけでよくわかつて」というように、子どもの内面を母親が理解していることの表現も特徴的である。

なお、国定修身書では、二宮金次郎の伝と孝子儀兵衛の伝が繰り返し教材として使われており、子—母の行為や心情の表現の相当部分はそこに見られるものである。

第2章 子—父の行為・心情についての表現例

子の父に対する行為や心情の表現として抽出したものを、表4に掲げる。

国定第1期	(父が遠いところへ行くのを) ミオクツテキマス/(夜中に泣き出した弟を抱き上げてなぐさめる母) ゴオンヲワスレテハナリマセン/てだすけをしました/てつだひました/主人からいただいたものは、父母におくりました/たいせつにした/父重定...に...その安否をたづね/(父重定の) 心をなぐさめたり/(能楽に巧みな者を遣わして父重定を) なぐさめしこともありき/父の心のままに、(庭を人夫につくらしめたりき/うやまひ/さからふことなく/仕事をてつだひ/父重定のもとにゆきて(14)
国定第2期	父のかんびやうをして/手つだひました/主人からいただいた物は父母におくりました/なぐさめ...ました/いたはりました/親を大切にしたり/(養父重定のもとに行きて/(養父重定にその)安否をたづね/(養父重定の)喜ばしき顔を見るを楽みとし/(庭を人夫に)重定の心のままに造らしめたり/(子や孫が) むつましげに(老人に給仕する)/(子や孫が) 老人に給仕する/(鷹山が自ら養父重定に)給仕して/(鷹山が自ら養父重定に)給仕して)つかふる/(父の志をつぎて/(父の死を)嘆き/父に代りて(軍を起し)/遺言...を守りて(18)
国定第3期	テツダヒマシタ/ナグサメマシタ/手だすけをしました/父母の心をやすめたい/かんびやうをして/なくなつた時、大そうかなしんで/(なくなつた時) なきながら/(父の死後) 父の急すがたにれいはいをしました/遺言を守つて(9)
国定第4期	オ手ツダヒ ヲ シマシタ/(柴刈りに行って日没まで帰らない父を) シンパイシテ/ムカヘ ニ イキマシタ/ナグサメマシタ/手助けをしました/父母のいひつけを守り/父母に心配をかけるやうなことはありませんでした/父の背中をさすつたり、くすりをすゝめたりして看病に手をつくしました/父母を安心させたいものと...考へてゐました/看病をおこたらず/一心に全快をいのつてゐまし

	た／(父が死んで) 悲しみはたとへやうもなく／(死んだ) 父をしたふ／(父が死んで) 泣きながら／(死んだ) 父の顔かたちをうつしました／(父の死後) 朝晩、着物をあらためて、つゝしんで父の姿にれいはいをしました／(父の側にゐて) 事へることの出来ないのを残念に思ひ／父の安否を気づかてゐました／(父の討死の知らせに接して) 余りの悲しさに堪へかねて…父のかたみの短刀で腹かき切らうとしました／父の名を恥づかしめませんでした(20)
国定第5期	オヤニ シンパイヲ カケテハ ナラナイト オモヒマシタ／(宮参りの朝に心を汚すことのないよう) 決して口をきかぬと父と子は、かねてかたく約束してあつたのである(2)
東書副読本	〔手伝いの仕事を楽しむ〕／「おとうさんって、なおし名人なんだなあ。」／おとうさんみたいに なりたいなと おもいました／×(母が病気の間) 毎日、ぼくはお父さんと顔を合わせているけれど、特別親しくなれたわけでもなく、…／×(父が作った弁当を) ぼくは思わず「いらないよ!」と言うと…／(父が作った弁当を見て) ぼくは、むねがきゅうっとした／お父さんの性格みたいに、ウイナーやたまご焼きやえびフライが、きちんとならんでいるんだろうな。(7)

表4 子の父に対する行為や心情の表現例

国定修身書について、手助け・手伝い、遺言を守るといった内容の表現は、子の母に対するものと共通である。一方で、父の志を継いで軍を起すなどは、母との関係とは異なる内容の表現である。

子の父に対する行為・心情の表現に関わっては、これに関する著名人物の伝が繰り返し教材に採用されていることを述べておきたい。上杉鷹山と養父重定、渡邊登(華山)、楠正行と父正成が主なものである。上杉鷹山の伝では、重定のもとに自ら身を運んで安否を尋ねたこと、自ら給仕したこと、人夫をつかわして庭を重定の意のままにつくらしめたこと、などが挙げられている。大名たる鷹山が行うからこそ「孝」として顕著たり得た行為であろうが、もちろん庶民たる子も做すべきものという意味で書かれていよう。渡邊登は家の暮らしを助けるために絵を習い、病気の父を看病し、父の死後はその絵姿を描いて礼拝した。楠正行は父正成の遺訓に従って勤皇の兵を挙げ、討死したものであって、天皇に対する「忠」と親に対する「孝」が密着した例話であることに特徴がある。上記いずれも「孝子」の例として顕著なものと言えるだろう。

なお、国定第5期修身書で「(宮参りの朝に心を汚すことのないよう) 決して口をきかぬと父と子は、かねてかたく約束してあつたのである」とは、第六学年用『初等科修身四』のうち「父と子」と題する教材にあるものであるが、これは宮参りを行うことにおいて父子が「約束」という、「孝」の範囲を超えた別種の父子の関係を表していると言える。

道徳副読本では、「おとうさんって、なおし名人なんだなあ。」と子による父の評価を含む言明、「おとうさんみたいに なりたいなと おもいました」という個人的希望をあらわす表現、「(母が病気の間) 毎日、ぼくはお父さんと顔を合わせているけれど、特別親しくなれたわけでもなく」と、父子が「親しくなれ」るかどうかを問題にする表現、「むねがきゅうっとした」と子どもの立場からの父に対する自己の心情の表現などが、国定修身書には見られないことと言える。いずれも子ども個人の心を基礎とした表現である。

父の子に対する行為や心情の表現として抽出したものを、表5に掲げる。

国定第1期	(0)
国定第2期	ソダテル／(養子鷹山に安否をたづねられて) 善ばしき顔／懇に(論して)／論して(4)

国定第3期	ねんごろに(言聞かせて) / 言聞かせて / 保護し(3)
国定第4期	ソバ ニ ツイテ / シンパイソウナ カホ / 書物を読んできかせました / 誠めました / はげました / いたはつたりして / ねんごろにさとし / 父の遺言…を堅く守つて(8)
国定第5期	(病気の弟の) ソバニ ツイテ シンパイシテ イラッシャイマス / 「(…からだを洗ひ、心を清めるのだ。) まづ、わたしが先にやる。」 / 「(すがすがしい気持だ。) 今度は、梅太郎、なさい。」 / (宮参りの朝に心を汚すことのないよう) 決して口をきかぬと父と子は、かねてかたく約束してあつたのである / 「梅太郎は、何を祈つた。」と、父がたづねた / 百合之助は、わが子ながら大次郎は、あつばれな魂の持主だと心ひそかに感じいつた。(6)
東書副読本	「…手つだつて。」 / 「…そんな(箸の) 持ち方をしていたら、社会に出てははずかしい思いをするのは、おまえなんだぞ。」 / 「たかし、これ、持っていけ……。」 …「今日の、おべんとうだ。」 / お父さんはてれくさそうに笑つた(4)

表5 父の子に対する行為や心情の表現例

国定修身書については、上述の著名人物の伝を、父の側から見た表現が大勢を占めている。ただ、先に紹介した、国定第5期修身書の第六学年用『初等科修身四』の教材「父と子」では、宮参りに際して「(…からだを洗ひ、心を清めるのだ。) まづ、わたしが先にやる。」と、率先垂範的言明が表現されている。父の遺訓を守り志を継いで子が兵を起こしたという楠正行の伝とは明確に異なるものとして、すなわち子の主体性を前提にした、子にとっての父の意味が、父の言動の形で表現されている。同時にここでは子—父関係が、宮参りに包摂されるという意味で第二義的なものとして位置づけられている。

第3章 きょうだい間の行為・心情の表現例

きょうだい間の行為や心情の表現として抽出したものを、表6に掲げる。

国定第1期	(二宮金次郎が) おとうとをやしなひました / × (兄弟) でんじをあらそつて / (兄弟) なかよく、遊んだ / (兄弟) なかなほりをしました / (兄弟) なかよくし(5)
国定第2期	(キンジラウが弟を) ヤシナヒマシタ / (ほかへつれられて行く弟を) おくつて行つて / (ほかへつれられて行く弟をおくつて行つて) なくなくわかれました / × でんぢのあらそひをして / 仲よく遊んだ / 仲直りをしました / 仲のよい兄弟になりました / 心をあはせて(家業に励み) / 兄弟任を分ちて働き / 兄弟力を合せ(業に励み) / (兄弟) 相助けて(業に励み) / (正行と正時) さしちがへて…討死せり(12)
国定第3期	二人 ハ ハナ ヲ ツンデ アソビマシタ / ジブン ノ (摘んだ花) ヲ ワケテ ヤリマシタ / (よそへやられる) 弟のふしあはせをかなしんで / (よそへやられる弟を) おくつて行つて / (よそへやられる弟が) うしろをふりむきながらわかれて行つた / (よそへやられる弟が) かはいさうであつたので / (よそへやられる弟と別れた時のことを) おもひ出してなげきました / 心をあはせて(家業に励んだ) / 心をあはせて(家業に励み) / (正行と正時) 兄弟さしちがへて死にました(10)
国定第4期	(下駄の鼻緒を) スゲテ ヤリマシタ / ナカ ノ ヨイ キャウダイ デス / (弟と) 一ショ ニ シャウカ ヲ ウタヒナガラ / (弟と) 一ショ ニ…アソビマハリマシタ。 / (弟に) ジブン ノ (摘んだ花) ヲ ワケテ ヤツテ / (弟に) (花) ヲ イトデ タバネテ ヤリマシタ / ジブン デ ツクッタ 花タバモ、 ヨシヲ (弟) ニ モタセテ ヤツテ / (弟と) ナカ ヨク イヘ ニ カヘリマシタ / (小さい弟が父母のもとをはなれて、よそへ連れて行かれるのが) かはいさうでなりません / (寺へやられる弟を) 送つて行つてやりました / 「病気をしないやうにして…」と言つて / 「…よくお寺の人のいふことをききなさい」と言つて / 涙を浮かべて別れをしみました / 弟は、…後をふり向きふり向き行きました / 雪の中に立つて、寒い風に吹かれながら、(お寺へやられる) 弟の姿が見えなくなるまで、あとを見送つてみました / (お寺へやられる弟を見送る際) あつい涙がとめどもなく流れました / (弟と別れる時のことを) 思ひ出して悲しみました / 仲よくして / 助け合ひました / 助け合ふ / はげまし合ひながら (よく勉強しました) / 故郷のたよりを、…弟の松陰に知らせさせてやりました / (弟松陰のために) 書物をととのへて送り / (弟松陰の) 苦勞をなぐさめて / (弟松陰の) 志をはげましました / 兄や妹に、自分に代つて父母に事へてくれるやうに頼みました / (兄に手紙を送つて) 新年のおよろこびをのべ / (少年の頃のことを) 思ひ出

	したと言つて、喜びました／妹たちをかはいがりました／(妹に) 書物を教へたり、字を習はせたりしました／(嫁入してから妹に) 手紙をやつて／(嫁入してから妹に) 家をとゝのへ子供を教へる道をこまごまと書いて与へました／(嫁入してから妹に) 誠めました／(嫁入してから妹に) 教えました／(兄の) 教を長く忘れず／(兄松陰の) 手紙を出して見て／兄の親切を思ひ出して泣いた／(正行と正時)(戦に負けて) 兄弟刺しちがへて、同じ枕にたふれました (38)
国定第5期	にいさんといっしょに、すみせんのいもを植ゑてみると(1)
東書副読本	×((妹)の せいで ぼくは いつも そんばかり して いるんだ。)とおもいながら／びょうきの(妹)が、...かわいそうになりました／「こわくないよ...」／「...おにいちゃんがそばにいてあげるよ。」／手をにぎってあげる／(妹が) あんしんしたようにこっくんとうなずきました／(妹が)「ねえ、『くまの プーさん』をよんで。」と、...いいました／(妹が) あまえた こえで いいました。／「うん、いいよ。」／【絵本を読んでやる】／(妹)は、うれしそうに目をかがやかせました／(兄)もうれしくなりました／×ふくれっつらの おこりんぼさんが ○やさしい おにいちゃん になって います／(妹にやさしくして)「だって、ぼく、おにいちゃんだもん。」／(妹)がいるので、ちっともさびしくありません／(妹と) おしゃべりをしたり、ふざけたりしながら／((妹)は、いつも、こんなこわい思いをしながら一人で待っているんだ。)／わたしは、ひとりぼっちでこわかったことを話して、(妹)をほめました／(妹)がひとりぼっちでいる時間を、なるべく少なくしてあげたい(19)

表6 きょうだい間の行為や心情の表現例

国定修身書について。最も多いと思われるのは、いっしょに何かをする、また、仲良く遊ぶという記述であろう。弟や妹に、摘んだ花をわけてやったり、世話をしたりという記述もある。寺へやられる弟を送って行って別れを悲しんだのは、上記の渡邊登の話である。兄弟刺し違えて死んだのは楠正行と弟の正時である。

道徳副読本では、「((妹)の せいで ぼくは いつも そんばかり して いるんだ。)」という思いと、「びょうきの(妹)が、...かわいそうになりました」という思いがあり、後者が優越してゆく様子を描く資料がある。そこでは病気の妹にやさしくする様子が描かれている。別の資料では、姉が妹といっしょに「おしゃべりをしたり、ふざけたりしながら」家事をこなしてゆく常態であるところ、妹の病気により一人でそれをする事になり、その経験を通して、普段自分より早く帰って一人で家事をこなす妹を思いやるという資料もある。

国定修身書でも、道徳副読本でも、きょうだいでいっしょに何かをするとか、相互の親しみ、思いやりは共通している。ただ国定修身書では、後述する家との関係とあわせて、例えば「心をあはせて(家業に励み)」と、家との関係によってきょうだいの関係の記述が強化され、同時にきょうだいの関係が家に回収されてゆくという様相がみられる。

第4章 夫婦間の行為・心情の表現例

夫婦間の行為や心情の表現として抽出したものを、表8に掲げる。

国定第1期	(おとうさんが遠いところへ行くのをおかあさんが子といっしょに) ミオクッテキマス(1)
国定第2期	(上毛野形名の妻が夫を) 諫めて(1)
国定第3期	母は父を助け(、一家の主婦として家事にあたり、共に一家の繁栄と子孫の幸福をはかつてゐます)(1)
国定第4期	夫を助けて野に出て田畑を耕したり、山へ行つて薪をとつたりして／松陰の父母は、かやうに心をあはせて、父は業務にはげみ、母は夫を助けて家をとゝのへ、又共に我が子の教育に力を用ひました(2)
国定第5期	母は一家の主婦として父を助けて家事にあたり(1)

東書副読本	「さあ、おかあさんも あきおも (手すりをつけるのを) 手つだって。」／そんな (仕事を大切にしている) お母さんを、お父さんは、かげながらおうえんしているように思います (2)
-------	---

表8 夫婦間の行為や心情の表現例

まず、夫婦間の行為や心情の表現はあまり多くは見られない。実は国定修身書にも、道徳副読本にも、夫婦の関係自体を教育・指導する課は置かれていない。「父母」という課が国定第四期の『尋常小学修身書』巻五にあるが、夫婦としてよりも親としての父母に重点があり、同課の文章のうち、夫婦の関係については、「松陰の父母は、かやうに心をあはせて、父は業務にはげみ、母は夫を助けて家をととのへ、又共に我が子の教育に力を用ひました」とあるにとどまる。また、国定第三期について、表8で「母は父を助け (一家の主婦として家事にあたり、共に一家の繁栄と子孫の幸福をはかつてゐます)」とあるのは、「祖先と家」の課である。

少ないながらも、国定修身書に見られる夫婦間の心為・心情の表現には、いくつかの点が共通している。すなわち、妻(母)が夫(父)を「助け」という表現であり、また、妻(母)が「家事にあたり」「家をととのへ」という役割分担である。また、それらの夫婦関係も「家」に回収されている様子を、「母は一家の主婦として父を助けて家事にあたり」等の表現に見ることができる。

道徳副読本においては、主人公の祖父母が同居するにあたって、主人公の父が自ら階段に手すりをつけようとし、その工事を手伝うように、主人公の母と主人公に依頼するという局面で、「さあ、おかあさんも あきおも (手すりをつけるのを) 手つだって。」という発言が主人公の父からある。したがって「手つだ」というのはここではその作業に限局した関係である。表8にあるもう一点は、児童の作文を資料としたものである。周辺を含めて引用すれば、「お母さんがはらたいていなければいいのに、と今まで何度も思ったことがありました。でも、お母さんは、今の仕事を大切にしているし、仕事の話をおたしたちにすときは、とても自信にみちているように思います。そんなお母さんを、お父さんは、かげながらおうえんしているように思います。」と、家族内の関係を子どもの立場から記述・表現する部分である。母が仕事を大切にしているからと言って、決して父が母を「助ける」と言うのではなく、「かげながらおうえん」していると表現するところは、夫婦のどちらをも従としない配慮に基づいていると見ることができるだろう。

第5章 個人一家の行為・心情の表現例

本章では、個人間の行為や心情ではないが、個人一家の間での行為や心情の表現について見る。ただし、既述の通り、家を主体として個人への行為や心情を述べる表現は見られなかったから、個人の、家に対する行為や心情についての表現についてのみ扱うこととなる。

個人の、家に対する行為や心情についての表現として抽出したものを、表9に掲げる。

国定第1期	うちがまずしいため、……くらしを助けました／家内のもの、むつましく、くらすときは／家内のもの、…たがひに、身をつつしむときは、一家の内むつましくして／一家の内むつましくして／家内のもの、おのおの、その務をつく…(す)ときは、一家の内むつましくして(5)
国定第2期	(家業の味噌の名をして世に高からしめたり／家業に励み／業に励みしかば、家門益〔二の字点〕榮ゆるに至れり／(其の家の名譽と繁栄との為に)力を尽し／本分を守り／家を治むる／我等の家は我等が祖先の経営したる所にして／(家を)重んじ／家名を揚げ／×名を汚す／うちのくらしをたすけるために／暮しをたすけました(12)

国定第3期	うちのくらしをたすけて／家業に励んだ／(家業の味噌の)評判が世間にひろまりました／仕事に励んだので、家は益〔二の字点〕繁昌して来ました／家業に励んだもとの身代にして見せよう／家の名誉と繁栄の為に力を尽し／一家の繁栄を増す／家の名誉を高める／業務に励み／公共の事に力を尽せば／(我が家は祖先が代々)維持して／一家の繁栄…をはかつてみます／一家の主婦として家事にあたり／一家の長として我等を保護し／ウチ ノ クラシ ヲ タスケマシタ(16)
国定第4期	何か仕事をしてうちのくらしを助け…たいものと…考へてみました／くらしを助けながら／常に我が家のことを忘れず／(家風に)ならなければならぬ／一家の人々は、皆心をあはせて家の名誉と繁栄のために力を尽くし／家の繁栄をはかる／我が家は祖先が代々維持して来た／一家の繁栄をはかつてみます／母は一家の主婦として父を助けて家事に当り／父は一家の長として家業にはげみ／ウチ ノ クラシ ヲ タスケマシタ(11)
国定第5期	一家の人々は、みんな心をあはせて家の名誉と繁栄のために力をつくし／一家の繁栄を増す／(家は先祖の人々が)守り続けて来たもの／一家の繁栄をはかつてみます／母は一家の主婦として父を助けて家事にあたり／父は一家の長として仕事にはげみ／家をさかんにする(7)
東書副読本	(「家の手つだいについて」) わたしの仕事は、せんたく物をたたんだり、お米をといだりすることです／わたしと千春は、家に帰ると、家の手つだいをしして、お母さんたちがかえってくるのを待っています(2)

表9 個人の家に対する行為や心情の表現例

国定修身書では、該当する表現は多くあったが、道徳副読本で抽出できたのは2例にとどまった。しかも、後者の抽出例で「家の手つだい」というのは、「家」という実体をとらえたものではなく、単に家庭生活上で必要な仕事を行っているという意識と見る方が適切と見えるものである。

国定修身書の表現の中身を見よう。目につく表現はうちの「くらしをたすけ」というものである。貧しい故に子どもが暮らしを助けるということである。

生活態度としては、「むつましく」暮らす、おのおの務をつくす、本分を守る、「家業に励」むといったことである。個人は家を「経営」「維持」しなければならないが、さらに進んで、家を望ましい姿にするために個人が力をつくすという論理も多く見られる。家の望ましい姿の表現を挙げれば、「栄ゆる」「家名を揚げ」「評判」「繁昌」「名誉」「繁栄」「さかん」等である。

さらに、先述の夫婦の役割分担も、また、これも先述の、きょうだいを含めて一家の人々が「心をあはせ」ることも、家のためという目的に回収する論理を、抽出された表現から見出すことができる。

おわりに

国定修身書と道徳副読本から、家族内道徳上の具体的な行為と心情の表現例の抽出を行い、検討した。その結果明らかになったことをまとめれば、以下の通りである。

まず子―母、子―父の関係における行為・心情の表現について。国定修身書では、母・父から子よりも子から母・父への行為・心情についての記述が多かった。母に対しては、母の欲求をそのまま満たす表現、母の言うことを守る意味の表現、安心させる・心配をかけないといった意味の表現がみられた。父に対しては、それらのほか、父の志を継ぐ、父の死後その似姿を描いて礼拝したなどの表現があった。これらはいずれも「孝」の具体化の一端とも見ることができる内容である。一方道徳副読本では、母に対して、肯定的な感情を含めて、子どもの個人的思いに着目した表現があること、父に対しても、子による父の評価を含む言明、「おとうさんみたいになりたいな おもいました」という個人的希望をあらわす表現、父子が「親しくなれ」るかどうかを問題にする表現、「むねがきゅうっとした」と子どもの立場からの父に対する自己の心情の表現な

どが見られる。上記はいずれも子ども個人の心を基礎とした表現である。このような違いがある一方、父母にとって喜ばしい行為をしようとする、仕事を手伝うことなどは、国定修身書の表現にも、道徳副読本の表現にも共通してみられるものであった。

きょうだい関係における行為・心情の表現について。国定修身書でも、道徳副読本でも、きょうだいでいっしょに何かをすとか、相互の親しみ、思いやりは共通している。ただ国定修身書では、後述する家との関係とあわせて、例えば「心をあはせて（家業に励み）」と、家との関係によってきょうだい関係の記述が強化され、同時にきょうだい関係が家に回収されてゆくという様相がみられる。

個人の家に対する行為・心情の表現について。国定修身書の表現には、夫婦の役割分担も、また、きょうだいを含めて一家の人々が「心をあはせ」ることも、家のためという目的に回収する論理を見出すことができる。

本論文では、学校教育上で教授・指導するものとしての道徳を観察し、その内容の転換を見ることができた。すなわち、国定修身書では、道徳副読本では見られない「孝」のさまざまな具体的姿を示す表現、子孫一祖先関係についての表現、個人と団体としての家の関係についての表現が見られた。また、道徳的価値を子どもの個人的な心の問題として描く表現が道徳副読本で見られたのは、徳目教授から道徳的価値についての指導へという教育方法上の転換が関係していると推測され、そしてそれ自体が教授・指導される内容の転換でもあった。教育自体が道徳的な行為であるとすれば、この教育制度上の転換が、国家と家を基礎とした道徳から、個人主義の道徳へという、戦後改革を経た国家の道徳原理の転換に伴うものであったことは承認されよう。

一方、その転換の前後にわたる、国定修身書と現代の道徳副読本にある表現を検討して明らかになったのは、具体的な行為と心情を見ると、家族内道徳について、家庭生活と家族間の情誼に基づく表現が、研究対象とした時代を通じて見られることである。

本論文は、国家の教育制度によって骨格を与えられた学校教育についての観察であるが、その中で、特に家族・家庭との接点に着目するものである。ここで、国家的な教育制度と道徳原理の転換とともに、その一方で、その転換の前後を通じて変わらない歴史的社会的基盤を、家族内道徳の具体的な行為と心情の表現において、窺うことができたのではないだろうか。

なお、発達上、家族との関係こそが他者との関係の基礎であることを踏まえて、個人主義に回収されるのでも集団主義に回収されるのでもなく、その関係の発達をもとに、道徳をとらえる可能性を考えることもできる。その可能性は教育学上の課題でもあり、その道徳の最も基礎となるものは家族内道徳であろう。

【付記】本研究は、JSPS 科研費 JP24730661 の助成を受けたものである。

¹ 国定修身書とは、明治 37（1904）年以降五次にわたって、文部省によって編纂、刊行された、小学校の教科「修身」、国民学校の国民科修身の教科用図書であり、昭和 20（1945）年の GHQ

指令により修身の授業が停止されるまで使用された。既に明治 36 (1903) 年 4 月 11 日付で「小学校令」第 24 条第 1 項が「小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルヘシ」と改められていたから、この国定修身書は原則全ての小学校、国民学校で教科用図書として使用された。なお、国定修身書については、学校制度上の修業年限の変化にかかわらず、小学校入学から標準六年間分をとった。

² 本論文で道徳副読本とは、道徳の時間で用いるために民間会社が発行する副読本を言う。本論文では現行のものを用いる。なお、道徳副読本は小学校用をとった。「学習指導要領」等についての議論も小学校を念頭におく。

³ ここで「教育上」と言うのは、国の制度によって骨格を与えられた学校教育の上でという意味である。また資料の性格上、授業の実態よりも、教育制度によって規定された部分をもとにした、道徳の観察となる。

⁴ 「小学校学習指導要領」(2008 年告示)、第 3 章道徳第 2。

⁵ 「家族集団とのかかわりに関するものであり、家族や家庭を愛する心をもった児童を育てようとする内容項目である。」(文部科学省『小学校学習指導要領解説 道徳編』、2008 年、第 3 章第 2 節 1)

⁶ 文部科学省『小学校学習指導要領解説 道徳編』、2008 年、第 3 章第 2 節 1。

⁷ 「小学修身書編纂趣意報告」、1904 年。(宮田丈夫編『道徳教育資料集成』第二巻、1959 年、p.70)

⁸ 文部科学省『小学校学習指導要領解説 道徳編』第 3 章第 1 節 1、2008 年。

⁹ 「小学校学習指導要領」(2008 年告示)、第 3 章道徳第 1。

¹⁰ 文部科学省『小学校学習指導要領解説 道徳編』、2008 年、第 5 章第 1 節(1)。

¹¹ 「小学校学習指導要領」(2008 年告示)、第 3 章道徳第 1。

¹² 「小学校学習指導要領」(2008 年告示)、第 3 章道徳第 1。

¹³ 「小学校学習指導要領」(2008 年告示)、第 3 章道徳第 1。

¹⁴ 「小学修身書編纂趣意報告」、1904 年。(宮田丈夫編『道徳教育資料集成』第二巻、1959 年、p.70)

¹⁵ 「小学修身書編纂趣意報告」、1904 年。(宮田丈夫編『道徳教育資料集成』第二巻、1959 年、p.69)

¹⁶ 「小学修身書編纂趣意報告」、1904 年。(宮田丈夫編『道徳教育資料集成』第二巻、1959 年、p.71-72)

¹⁷ 吉田昌弘「「道徳」授業の構成と読み物教材・資料の特性把握の試み—教育方法と授業構成の歴史的分析に向けた予備的考察—」『富山国際大学子ども育成学部紀要』第 7 巻、2016 年 3 月。

¹⁸ 「道徳」編集委員会編集『道徳 4 ゆたかな心で 教師用指導書』東京書籍、2011 年、研究編 p.15。

¹⁹ 吉田昌弘「「道徳」授業の構成と読み物教材・資料の特性把握の試み—教育方法と授業構成の歴史的分析に向けた予備的考察—」『富山国際大学子ども育成学部紀要』第 7 巻、2016 年 3 月。

²⁰ 国定修身書については、海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第 3 巻、講談社、1962 年に

よった。

²¹ 道徳副読本については、いずれも教師用書によったが、そこに掲載された児童用書の内容のみを抽出・分析の対象とした。